

福井県報

第 344 号
令和 7 年
4 月 8 日(火)
火曜日発行

— 目 次 —

(※は県例規集掲載事項)

規 則

※土地改良法施行細則の一部を改正する規則(38・農村振興課)……………2

告 示

- 有害な興行の指定(202・県民安全課)……………3
- 社会福祉士及び介護福祉士法の規定による登録特定行為事業者の登録(203・
長寿福祉課)……………3
- 救急業務に係る医療機関の認定(204・福井保健所)……………3
- 土地改良区の定款変更の認可(205～214・福井農林総合事務所)……………3
- 土地改良区の定款変更の認可(215・坂井農林総合事務所)……………4
- 道路の区域の変更(216・道路保全課)……………4
- 臨海中央公園有料施設の使用料の徴収事務委託(217・都市計画課)……………5
- 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定(218・建築住宅課)……………5
- 道路の位置の指定(219・小浜土木事務所)……………5
- 令和6年度の包括外部監査契約(220・監査委員事務局)……………5

公 告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決
定(県立病院)……………6
- 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出(商業・市場開
拓課・2件)……………6
- 土地改良区の役員の就任(福井農林総合事務所・3件)……………8
- 土地改良区の役員の退任(坂井農林総合事務所)……………9
- 基本測量の実施(土木管理課・2件)……………9
- 公共測量の実施(同)……………9
- 公共測量の終了(同・5件)……………9
- 開発行為に関する工事の完了(丹南土木事務所)……………10
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(会計
課)……………11
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決

定(警察本部会計課)……………13

選挙管理委員会告示

- 政治団体の設立の届出(49)……………13
- 政治団体の届出事項の異動に係る届出(50)……………14
- 政治団体の解散の届出(51)……………15
- 資金管理団体の指定の届出(52)……………15
- 資金管理団体の届出事項の異動に係る届出(53)……………16
- 福井県議会議員補欠選挙(越前市今立郡南条郡選挙区)における候補者の選挙運
動に関する収支報告書の要旨(54)……………16
- 衆議院小選挙区選出議員選挙(福井県各選挙区)における候補者の選挙運動に関
する収支報告書の要旨の公表の訂正(55)……………20
- 衆議院小選挙区選出議員選挙(福井県各選挙区)における候補者の選挙運動に関
する収支報告書の要旨(56)……………20

監査委員告示

○令和6年度包括外部監査の結果報告書(8)……………22

公安委員会告示

- 技能検定員審査の実施(22・運転免許課)……………22
- 教習指導員審査の実施(23・同)……………23
- 警備業法第23条第1項に基づく検定の実施(28・生活安全企画課)……………24

規 則

土地改良法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年4月8日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第38号

土地改良法施行細則の一部を改正する規則

土地改良法施行細則（昭和44年福井県規則第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
様式目次 様式第1号～様式第3号（略） 様式第4号 土地改良区設立当時役員就任届（ <u>法第18条第18項</u> ） 様式第5号 <u>土地改良区役員就（退）任届</u> （法第18条第18項） 様式第6号 <u>土地改良区役員住所（氏名）変更届</u> （法第18条第18項） 様式第7号～様式第19号（略） 様式第20号 <u>管理規程認可申請書</u> （法第57条の2第1項） 様式第21号 <u>管理規程変更（廃止）認可申請書</u> （法第57条の2第3項） 様式第22号～様式第42号（略） 様式第43号 <u>業務状況検査請求書</u> （法第133条第1項） 様式第44号 <u>議決（選挙）取消請求書</u> （法第136条） 様式第45号～様式第47号（略）	様式目次 様式第1号～様式第3号（略） 様式第4号 土地改良区設立当時役員就任届（法第18条第17項） 様式第5号 <u>土地改良区役員就退任届</u> （法第18条第17項） 様式第6号 <u>土地改良区役員住所氏名変更届</u> （法第18条第17項） 様式第7号～様式第19号（略） 様式第20号 <u>管理規定認可申請書</u> （法第57条の2第1項） 様式第21号 <u>管理規定変更（廃止）認可申請書</u> （法第57条の2第3項） 様式第22号～様式第42号（略） 様式第43号 <u>業務状況検査請求書</u> （法第133条） 様式第44号 <u>決議（選挙）取消請求書</u> （法第136条） 様式第45号～様式第47号（略）

様式第4号から様式第6号までの規定中「第18条第17項」を「第18条第18項」に改める。

様式第19号中「換地処分届書」を「換地処分届出書」に改める。

様式第23号および様式第24号中「第18条第16項」を「第18条第18項」に改める。

様式第43号中「第133条」を「第133条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の土地改良法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

告 示

福井県告示第202号

福井県青少年愛護条例（昭和39年福井県条例第15号）第10条第1項の規定に基づき、次のものを青少年の健全な育成に有害な興行として指定したので、同条第2項の規定により公示する。

令和7年4月8日

福井県知事 杉本 達治

指定理由 著しく性的感情を刺激し、または著しく粗暴性、残虐性もしくは犯罪を誘発助長する性質を有し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

指定年月日 令和7年3月25日

種別	題名	制作会社、配給会社等名
映画	人妻快樂遊戯 秘密の花園	深町組 〈新東宝映画〉
映画	FAMME フェム (原題) FEMME	クロックワークス (イギリス)
映画	KIDS キッズ (原題) KIDS	鈴正 (アメリカ)

福井県告示第203号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第27条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録をしたので、同法第48条の8第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年4月8日

福井県知事 杉本 達治

- 事業所の名称
小規模多機能ホーム 二の丸苑
- 事業所の所在地
福井市大手2丁目21-3
- 事業者の名称
社会福祉法人 新清会
- 登録年月日
令和7年3月18日
- サービスの種類
小規模多機能型居宅介護
- 実施する行為

口腔内の喀痰吸引
鼻腔内の喀痰吸引
経鼻経管栄養

7 登録番号

181110348

福井県告示第204号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定に基づき、消防法（昭和23年法律第186号）第2条第9項の救急業務に係る医療機関を認定したので、同令第2条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月8日

福井県知事 杉本 達治

- 区分 救急病院
- 名称 医療法人初生会福井中央クリニック
- 所在地 福井県福井市松本4丁目5番10号
- 認定の有効期間
自 令和7年4月1日
至 令和10年3月31日

福井県告示第205号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年4月8日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
下志比谷口土地改良区	令和7年4月1日

福井県告示第206号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年4月8日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
足羽川堰堤土地改良区連合	令和7年4月1日

福井県告示第207号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改

良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年4月8日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
徳光用水土地改良区	令和7年4月1日

福井県告示第208号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年4月8日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
酒生用水土地改良区	令和7年4月1日

福井県告示第209号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年4月8日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
六条用水土地改良区	令和7年4月1日

福井県告示第210号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年4月8日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
足羽四ヶ用水土地改良区	令和7年4月1日

福井県告示第211号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年4月8日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
木田用水土地改良区	令和7年4月1日

福井県告示第212号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年4月8日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
社江守土地改良区	令和7年4月1日

福井県告示第213号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年4月8日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
足羽三ヶ土地改良区	令和7年4月1日

福井県告示第214号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年4月8日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
岡保土地改良区	令和7年4月1日

福井県告示第215号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年4月8日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
坂井北部土地改良区	令和7年3月17日

福井県告示第216号

主要地方道越前宮崎線の下記区間において、道路改良工事に伴い、道路の区域を変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および丹南土木事務所鯖江丹生土木部において、令和7年4月8日から20日間一般の縦覧に供する。

令和7年4月8日

福井県知事 杉本 達治

道路種別	路線名	新旧別	区間	幅員 (単位: メートル)	延長 (単位: メートル)
主要地方道	越前宮崎線	新	丹生郡越前町茂原2 0字深谷53番から 丹生郡越前町厨75 字南横谷2番17ま で	9.2 ~ 30.0	150.0

福井県告示第217号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定に基づき、福井県都市公園条例（昭和48年福井県条例第5号）第11条の使用料の徴収の事務を委託したので、同令第158条第2項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年4月8日

福井県知事 杉本 達治

- 1 受託者の名称および住所
有限会社アイワメンテナンス
坂井市丸岡町千田29-13
- 2 委託事務の内容
臨海中央公園の有料公園施設の使用料の徴収の事務
- 3 委託期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 4 徴収の方法
納入通知書による。

福井県告示第218号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定により住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第41条第1項の規定により次のとおり公示する。

令和7年4月8日

福井県知事 杉本 達治

- 1 住宅確保要配慮者居住支援法人の名称および住所
ALPアライアンス株式会社

福井県福井市町屋3丁目17-6

2 支援業務を行う事務所の所在地

福井県福井市町屋3丁目17-6

福井県告示第219号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により次のとおり公告する。

令和7年4月8日

福井県嶺南振興局長 児玉 康英

- 1 申請者の住所ならびに名称および代表者の氏名
小浜市木崎第32号10番地の1
株式会社モリタ不動産
代表取締役 川北 貴之
- 2 道路位置の指定表示

道路の指定を受けた位置	幅員 (単位:メートル)	延長 (単位:メートル)
小浜市後瀬町1 3号東中倉1番 7および同所地 先水路の一部	5.29~ 6.00	80.00

福井県告示第220号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定に基づき、令和7年度の包括外部監査契約を締結したので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

令和7年4月8日

福井県知事 杉本 達治

- 1 包括外部監査契約の期間の始期
令和7年4月1日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用ならびに執務費用および実費とする。
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名および住所
 - (1) 氏名 齋藤 栄慶
 - (2) 住所 福井市西谷3丁目2201番地
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
契約の定めるところによる。

公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年4月8日

福井県立病院長 道傳 研司

- 1 落札に係る調達物品の名称および調達予定数量
重油（JIS規格1種1号）
1,500キロリットル
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県立病院経営管理課
福井県福井市四ツ井2丁目8番1号
- 3 落札者を決定した日
令和7年3月21日
- 4 落札者の名称および住所
タナカエネルギー株式会社
福井市毛矢3丁目1-21
- 5 落札金額
1リットル当たり105円70銭
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和7年2月4日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べるができる。

令和7年4月8日

福井県知事 杉本 達治

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
越前芝原複合施設
福井県越前市芝原3丁目1字東江崎1番 外18筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代

表者の氏名

- ・リコーリース株式会社
代表取締役 中村 徳晴
東京都千代田区紀尾井町4番1号
- ・株式会社クスリのアオキ
代表取締役 青木 宏憲
石川県白山市松本町2512番地

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗の名称
(変更前)
アクロス芝原店
(変更後)
越前芝原複合施設
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 小売業者一覧
 - ・株式会社シーネット
代表取締役 山崎 繁樹
福井県越前市小松二丁目19番9号
 - ・カワイ株式会社
代表取締役 河合 洋典
福井県越前市上太田町第29号15番地の1
 - ・株式会社クスリのアオキ
代表取締役 青木 宏憲
石川県白山市松本町2512番地
(変更後) 小売業者一覧
 - ・maテレコム株式会社
代表取締役 柴崎 秀紀
東京都江東区豊洲三丁目2番24号
地位承継（令和5年10月31日）
 - ・江守企画株式会社
代表取締役 江守 清隆
福井県福井市大手2丁目17番1号
山川ビル5階
地位承継（令和5年7月21日）
 - ・株式会社クスリのアオキ
代表取締役 青木 宏憲

石川県白山市松本町2512番地

4 変更の年月日

- (1) 令和6年6月1日
- (2) maテレコム株式会社
地位承継(令和5年10月31日)
江守企画株式会社
地位承継(令和5年7月21日)

5 変更する理由

- (1) 設置者変更のため
平成30年11月1日の承継により、令和6年7月17日付けにて小売店舗の名称および小売業者の変更に際して変更届を提出したが、設置者2者のうち、1者について漏れがあったため、本届出で訂正の変更届を行う。
- (2) maテレコム株式会社
地位承継(令和5年10月31日)
江守企画株式会社
地位承継(令和5年7月21日)

6 届出の縦覧場所

- (1) 福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県産業労働部商業・市場開拓課
- (2) 福井県越前市府中1丁目13-7
越前市産業観光部産業政策課

7 聴取した意見の縦覧期間および縦覧できる時間帯

- (1) 縦覧期間
公告の日から4月間
- (2) 縦覧できる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで(ただし土曜日、日曜日、祝休日、年末、年始を除く。)

8 意見書の提出先

福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県産業労働部商業・市場開拓課

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べるができる。

令和7年4月8日

福井県知事 杉本 達治

1 大規模小売店舗の名称および所在地

ハーツたけふ
福井県越前市芝原4丁目58字南柿木町8番1 外18筆

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

- ・大和リース株式会社
代表取締役 北 哲弥
大阪府大阪市中央区農人橋2丁目1番36号
- ・福井県民生活協同組合
代表理事 松宮 幹雄
福井県福井市開発5丁目1603番地

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前)
(仮称)ハーツたけふ店複合商業施設
(変更後)
ハーツたけふ

(2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名および住所

(変更前)
・大和リース株式会社
代表取締役 森田 俊作
大阪府大阪市中央区農人橋2丁目1番36号
・福井県民生活協同組合
理事長 藤川 武夫
福井県福井市開発町第2号1番地の1

(変更後)
・大和リース株式会社
代表取締役 北 哲弥
大阪府大阪市中央区農人橋2丁目1番36号
・福井県民生活協同組合
代表理事 松宮 幹雄
福井県福井市開発5丁目1603番地

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)
・福井県民生活協同組合

理事長 藤川 武夫

福井県福井市開発町第2号1番地の1

・株式会社しまむら
代表取締役 野中 正人
埼玉県さいたま市北区宮原町2丁目19番4号

・未定
未定

(変更後)

・福井県民生活協同組合
代表理事 松宮 幹雄
福井県福井市開発5丁目1603番地

・株式会社しまむら
代表取締役 鈴木 誠
埼玉県さいたま市大宮区北袋町1丁目602番1号

・未定
未定

4 変更の年月日

・3-(1)について
平成21年5月15日

・3-(2)について
大和リース株式会社
令和3年4月1日(代表者変更)
福井県民生活協同組合:
令和3年6月24日(代表者変更)
平成25年9月4日(所在地変更)

・3-(3)について
福井県民生活協同組合:
令和3年6月24日(代表者変更)
平成25年9月4日(所在地変更)
株式会社しまむら:
令和2年2月21日(代表者変更)
令和3年1月24日(所在地変更)

5 変更する理由

・3-(1)について
店名決定のため

・3-(2)について
設置者の代表者および所在地変更のため

・3-(3)について

小売業者の代表者および所在地変更のため

6 届出の縦覧場所

(1) 福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県産業労働部商業・市場開拓課

(2) 福井県越前市府中1丁目13-7
越前市産業観光部産業政策課

7 聴取した意見の縦覧期間および縦覧できる時間帯

(1) 縦覧期間
公告の日から4月間

(2) 縦覧できる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで(ただし土曜日、日曜日、祝休日、年末、年始を除く。)

8 意見書の提出先

福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県産業労働部商業・市場開拓課

社江守土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次の者が令和7年3月7日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和7年4月8日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所

理 事 吉村 義雄 福井市大町19-25

理 事 岩下 幸治 福井市西谷2丁目802

足羽川堰堤土地改良区連合から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次の者が令和7年2月20日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和7年4月8日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所

監 事 中東 和栄 福井市種池1丁目1003

徳光用水土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次の者が令和7年2月26日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和7年4月8日
福井県知事 杉本 達治
役員名 氏 名 住 所
理 事 乗川 重一 福井市太田町30-34

春江町土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和7年2月21日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和7年4月8日
福井県知事 杉本 達治
役員名 氏 名 住 所
理 事 坪田 信次 坂井市春江町千歩寺9-11
理 事 庄納 俊明 〃 西太郎丸9-7-1
監 事 中野 正則 〃 沖布目27-50-1

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、令和7年2月26日に国土地理院より基本測量の実施についての通知があったので、同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年4月8日
福井県知事 杉本 達治

- 1 測量計画機関の名称
国土地理院
- 2 作業の種類
基本測量（電子基準点測量）
- 3 作業の期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 4 作業の地域
福井市、敦賀市、小浜市、大野市、鯖江市、坂井市、池田町、南越前町、越前町、おおい町、若狭町

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、令和7年3月13日に国土地理院より基本測量の実施についての通知があったので、同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年4月8日
福井県知事 杉本 達治

- 1 測量計画機関の名称
国土地理院

- 2 作業の種類
基本測量（重力測量）
- 3 作業の期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 4 作業の地域
鯖江市

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、令和7年3月26日に国土交通省近畿地方整備局福井河川国道事務所より公共測量の実施についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年4月8日
福井県知事 杉本 達治

- 1 測量計画機関の名称
福井河川国道事務所
- 2 作業の種類
公共測量（航空写真測量、写真地図作成、航空レーザ測量、数値地形図データ作成）
- 3 作業の期間
令和7年3月26日から令和7年7月31日まで
- 4 作業の地域
南条郡南越前町、敦賀市の一部

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、令和7年3月3日に坂井市より公共測量の終了についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年4月8日
福井県知事 杉本 達治

- 1 測量計画機関の名称
坂井市
- 2 作業の種類
公共測量（数値地形図データ更新）
- 3 作業の期間
令和6年12月13日から令和7年2月28日まで
- 4 作業の地域
坂井市一円

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、令和7年3月7日に敦賀市より公共測量の終了についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年4月8日

福井県知事 杉本 達治

- 1 測量計画機関の名称
敦賀市
- 2 作業の種類
公共測量（レベル2500数値地形図データ修正および編纂）
- 3 作業の期間
令和6年8月1日から令和7年2月28日まで
- 4 作業の地域
福井県敦賀市都市計画区域

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、令和7年3月12日に福井地方法務局より公共測量の終了についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年4月8日

福井県知事 杉本 達治

- 1 測量計画機関の名称
福井地方法務局
- 2 作業の種類
公共測量（登記所備付地図作成作業に伴う基準点測量）
- 3 作業の期間
令和6年10月15日から令和7年2月28日まで
- 4 作業の地域
福井県坂井市丸岡町栄一丁目ほか地区内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、令和7年3月24日に永平寺町より公共測量の終了についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年4月8日

福井県知事 杉本 達治

- 1 測量計画機関の名称

永平寺町

- 2 作業の種類
公共測量（共用地図データ作成）
- 3 作業の期間
令和7年1月25日から令和7年3月21日まで
- 4 作業の地域
永平寺町の一部

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、令和7年3月27日に国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所より公共測量の終了についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年4月8日

福井県知事 杉本 達治

- 1 測量計画機関の名称
金沢河川国道事務所
- 2 作業の種類
公共測量（用地測量）
- 3 作業の期間
令和6年8月26日から令和7年2月28日まで
- 4 作業の地域
福井県あわら市牛ノ谷地内

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年4月8日

福井県丹南土木事務所長 笹木 俊和

- 1 開発区域または工区に含まれる地域の名称
丹生郡越前町田中1字三反田17番2、18番、19番、20番、26番、29番、30番、31番、気比庄40字小倉11番4、11番5、11番6、41番、42番、43番、44番、45番、43字宇根元31番2
- 2 開発許可を受けた者の住所および氏名
神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町三丁目32番地1
インクスホールディングス株式会社
代表取締役 菅原 秀樹

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年4月8日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達をする業務の名称

福井県若狭湾エネルギー研究センター 電子プローブマイクロアナライザー購入（エネルギー課）

(2) 調達する物品（以下「調達物品」という。）の名称および数量

電子プローブマイクロアナライザー 一式

(3) 調達物品の仕様等

入札説明書および別添1「仕様書」（以下「入札説明書等」という。）のとおり。

(4) 納入期限

令和8年3月27日（金）まで

(5) 納入場所

福井県敦賀市長谷64-52-1 福井県若狭湾エネルギー研究センター 8階

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

(2) 入札の日において現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) この入札に併せて行われる事前審査により、この入札に係る調達物品を納入する技術的能力を有すると認められる者であること。

(5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定す

る暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、会計局会計課の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、会計局会計課の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書等（以下、「申請書等」という。）または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付

(1) 入札説明書等の交付場所およびこの入札に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県会計局会計課 総務第三グループ（福井県庁6階）

電話 0776-20-0253

(2) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（電子入札システムによる様式。なお、会計局会計課の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者（以下「紙入札者」という。）にあっては、入札説明書別紙様式1「紙入札承認願」、別紙様式3「入札参加資格確認申請書」）に、必要と認められる書類を添えて、次のとおり提出し、この入札に係る業務に関する福井県の事前審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の提出期間

令和7年4月8日（火）から令和7年4月22日（火）16時00分まで（土、日曜日および休日を除く。）

(2) 申請書等の提出方法

電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書等の情報が提出期間中に、会計局会計課が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに、記録されなけ

ればならない。申請書等の提出に使用するＩＣカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成１２年法律第１０２号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのＩＣカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものとす。

また、紙入札によりこの入札に参加しようとする者は、提出期間中に持参または郵送により提出すること。ただし、郵送する場合は、配達記録の残る書留郵便等を利用すること。

提出先は、４(１)と同様とする。

６ 入札書の提出方法、提出期間、開札日時および開札場所

(１) 入札書の提出方法

５(２)と同様とする。

(２) 入札書の提出期間

令和７年５月１９日（月）８時３０分から１７時００分

令和７年５月２０日（火）８時３０分から１６時００分まで

(３) 開札日時

令和７年５月２１日（水）１０時００分

(４) 開札場所

福井県福井市大手３丁目１７－１

福井県庁６階入札室

７ 入札書に記載する金額

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（加算後の金額に１円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札金額は、物品価格のほか輸送費等、指定する場所までの引き渡しに要する一切の諸費用を含むものとする。

８ 落札者の決定に関する事項

この入札に係る調達物品の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

９ 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

〒９１０－８５８０

福井県福井市大手３丁目１７－１

福井県エネルギー環境部エネルギー課

電話 ０７７６－２０－０２３０

FAX ０７７６－２０－０６２４

１０ その他

(１) この入札に関する一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨

日本語および日本国通貨とする。

(２) 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則（昭和３９年福井県規則第１１号）の規定による。

(３) 入札の無効

福井県財務規則第１５１条の規定による。

(４) 契約書作成の要否

要

(５) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成２２年福井県条例第３１号）第５条第２項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づく、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(６) ２に記載する別に知事が行う審査を申請する時期と場所

ア 申請の受付時期

福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第２号）第１条第１項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先

〒９１０－８５８０

福井県福井市大手３丁目１７－１

福井県会計局会計課総務第三グループ

電話 ０７７６－２０－０２５３

(７) この公告に掲げるもののほか、この入札に関して必要な事項は、入札説明書等による。

(８) 電子契約同意書兼メールアドレス確認書の提出について

（福井県が利用する電子契約サービスによる契約を希望する者に限る。）

福井県が利用する電子契約サービスによる契約を希望する場合は、落札決定後すみやかに（当日中）、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を以下のメールアドレス宛て提出すること。

様式

https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/denshikeiyaku_intro_d/fil/densi-keiyaku-kakuninsyo.docx

提出先 (e-mail)

energy@pref.fukui.lg.jp

※電子契約サービスに関しては、以下のURLを参照のこと。

https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/denshikeiyaku_intro.html

1 1 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Electron Probe Micro Analyzer: 1 set.

(2) Date, time of Bidding:

8:30A.M. 19th May 2025 - 4:00P.M. 20th May 2025

(3) Date, time of bid opening:

10:00A.M. 21st May 2025

(4) Deadline for delivery:

27th March 2026

(5) Affiliation in charge of contract-related affairs

Energy division, Department of Energy and Environment, Fukui prefectural government, 3-17-1, Ote, Fukui city, Fukui prefecture, 910-8580 Japan

Tel 0776-20-0230

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年4月8日

福井県知事 杉本 達治

1 落札に係る特定役務の名称および数量

警察庁舎清掃業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

福井県警察本部警務部会計課

福井県福井市大手3丁目17番1号

3 落札者を決定した日

令和7年3月26日

4 落札者の名称および所在地

株式会社アイビックス

福井市下馬2丁目101

5 落札金額

37,712,400円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

令和7年2月12日

選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第49号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月8日

福井県選挙管理委員会

委員長 吉川 奈奈

(政党の支部)

(1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部)

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
令和7年 2月26日	自由民主党福井県遊技産業支部	村田 展隆	安岡 久信	福井市月見4-1-37
令和7年 3月4日	自由民主党福井県日鷲連支部	広川 幸則	木下 正敏	福井市城東4-22-20

(その他の政治団体)

(国会議員関係政治団体以外の政治団体)

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
令和7年 3月5日	速水まゆこ後援会	速水 真由子	藤田 美穂	三方上中郡若狭町中野木15-6
令和7年 3月7日	関山耕人後援会	関山 耕人	奥村 紘生	あわら市温泉5-1803
令和7年 3月18日	中嶋みずき後援会	中嶋 瑞希	中嶋 瑞希	あわら市市姫2-8-3

福井県選挙管理委員会告示第50号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月8日

福井県選挙管理委員会
委員長 吉川 奈奈

異動年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容	
				新	旧
令和6年 5月22日	福井県LPガス政治連盟	渡辺 一正	会計責任者	山本 達也	横井 久紀
令和6年 6月27日	新しい風ふくい	池上 優徳	代表者	池上 優徳	青木 幹雄
令和6年 10月8日	若き即戦力の会	上野 薫	会計責任者	齋木 武志	山口 健太郎
令和6年	自由民主党福井県	力野 豊	主たる事務	敦賀市萩野町512	敦賀市金山89-3

11月5日	敦賀市第二支部		所の所在地		- 6
令和7年 1月20日	たきなみ宏文高浜 町後援会	野瀬 豊	主たる事務 所の所在地 会計責任者	大飯郡高浜町東三松 4 2 - 1 - 1 阪本 新也	大飯郡高浜町鎌倉 1 6 - 3 井ノ元 康夫
令和7年 2月1日	税理士による稲田 朋美後援会	伊藤 公一	会計責任者	南 誠太郎	勝山 章宏
令和7年 2月1日	力野豊後援会	河瀬 雄二	会計責任者	高城 庄佑	伊藤 敏昭
令和7年 2月20日	笹原幸信後援会	岡崎 仁七	代表者	岡崎 仁七	笹原 徳明
令和7年 2月28日	きたうら博憲後援 会	北浦 博憲	会計責任者	北浦 博美	田端 和英
令和7年 3月1日	清水智信後援会	安川 繁博	主たる事務 所の所在地	福井市高木町7 6 - 2 4 - 1	福井市高柳 3 - 2 8 0 1
令和7年 3月1日	福井維新の会	井上 英孝	主たる事務 所の所在地	鯖江市糺町 2 5 - 1 2 - 2	福井市大手 2 - 7 - 3
令和7年 3月1日	吉田けいぞう後援 会	山根 貴一	会計責任者	青木 勇武	河合 輝郎
令和7年 3月14日	立憲民主党福井県 参議院選挙区第1 総支部	藤原 和士	主たる事務 所の所在地	福井市大和田 2 - 5 1 1	福井市大手 2 - 1 5 - 6

福井県選挙管理委員会告示第51号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月8日

福井県選挙管理委員会
委員長 吉川 奈奈

解散年月日	政治団体の名称	代表者の氏名
令和7年2月13日	岩倉光弘後援会	鈴木 和男

福井県選挙管理委員会告示第52号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、資金管理団体の指定の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月8日

福井県選挙管理委員会

委員長 吉川 奈奈

指 定 年 月 日	資 金 管 理 団 体 の 届 出 を し た 者 (代 表 者) の 氏 名	届 出 を し た 者 に 係 る 公 職 の 種 類	資 金 管 理 団 体 の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地
令 和 7 年 3 月 7 日	関 山 耕 人	あ わ ら 市 議 会 議 員	関 山 耕 人 後 援 会	あ わ ら 市 温 泉 5 - 1 8 0 3

福井県選挙管理委員会告示第53号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定により、資金管理団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月8日

福井県選挙管理委員会
委員長 吉川 奈奈

異 動 年 月 日	資 金 管 理 団 体 の 届 出 を し た 者 の 氏 名	資 金 管 理 団 体 の 名 称	異 動 事 項	異 動 内 容	
				新	旧
令 和 6 年 1 0 月 7 日	齋 木 武 志	齋 木 武 志 後 援 会	公 職 の 種 類	衆 議 院 議 員	福 井 県 議 会 議 員

福井県選挙管理委員会告示第54号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、令和7年2月2日執行の福井県議会議員補欠選挙（越前市今立郡南条郡選挙区）における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を次のとおり公表する。

令和7年4月8日

福井県選挙管理委員会
委員長 吉川 奈奈

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和7年2月2日執行 福井県議会議員補欠選挙（越前市今立郡南条郡選挙区）

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
5,125,300 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	中西 昭雄	所属党派	無所属	期間	令和7年1月11日 から 令和7年2月10日 まで	第1回分
出納責任者氏名	中西 由美					
収 入				支 出		
主たる寄附 (氏名・団体名)				人件費	417,500 円	
自由民主党福井県政治団体 200,000 円				家屋費	61,633	
支部連合会				選挙事務所費	0	
				集会会場費	61,633	
				通信費	0	
				交通費	0	
				印刷費	752,418	
				広告費	355,320	
				文具費	6,400	
				食料費	448,250	
				休泊費	0	
				雑 費	114,093	
その他の寄附				0		
その他の収入				1,313,196		
今回計				1,513,196	今回計 2,155,614	
前回計				0	前回計 0	
総 計				1,513,196	総 計 2,155,614	
支出のうち公費負担相当額				ビラの作成	123,680 円	
				ポスターの作成	518,738 円	
				計	642,418 円	
報告書受理年月日	令和7年2月17日			第1回報告分		

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和7年2月2日執行 福井県議会議員補欠選挙（越前市今立郡南条郡選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
5,125,300 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	中西 昭雄	所属党派	無所属	期間	令和7年2月18日 から 令和7年2月20日 まで	第2回分
出納責任者氏名	中西 由美					
収入				支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	円	人件費	0	円
				家屋費	0	
				選挙事務所費	0	
				集会会場費	0	
				通信費	0	
				交通費	72,932	
				印刷費	0	
				広告費	198,000	
				文具費	21,439	
				食料費	0	
				宿泊費	0	
				雑費	9,240	
その他の寄附		0				
その他の収入		301,611				
今回計		301,611		今回計	301,611	
前回計		1,513,196		前回計	2,155,614	
総計		1,814,807		総計	2,457,225	
支出のうち公費負担相当額		ビラの作成		123,680 円		
		ポスターの作成		518,738 円		
		計		642,418 円		
報告書受理年月日	令和7年2月25日			第2回報告分		

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和7年2月2日執行 福井県議会議員補欠選挙（越前市今立郡南条郡選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
5,125,300 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	中西 昭雄	所属党派	無所属	期間	令和7年3月4日 から 令和7年3月6日 まで	第3回分
出納責任者氏名	中西 由美					
収入				支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	円	人件費	0	円
				家屋費	26,400	
				選挙事務所費	26,400	
				集会会場費	0	
				通信費	0	
				交通費	0	
				印刷費	0	
				広告費	0	
				文具費	0	
				食料費	0	
				宿泊費	0	
				雑費	30,035	
その他の寄附		0				
その他の収入		56,435				
今回計		56,435		今回計	56,435	
前回計		1,814,807		前回計	2,457,225	
総計		1,871,242		総計	2,513,660	
支出のうち公費負担相当額		ビラの作成		123,680 円		
		ポスターの作成		518,738 円		
		計		642,418 円		
報告書受理年月日	令和7年3月11日			第3回報告分		

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和7年2月2日執行 福井県議会議員補欠選挙（越前市今立郡南条郡選挙区）

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

5,125,300 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	藤田 美保	所属党派	立憲民主党	期間	令和7年1月10日 から	第1回分
出納責任者氏名	野田 哲生				令和7年2月12日	まで

収入			支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	390,000 円
立憲民主党福井県 総支部連合会	政 党	1,500,000 円	家屋費	289,708
			選挙事務所費	270,108
			集会会場費	19,600
			通信費	17,600
			交通費	18,616
			印刷費	1,121,388
			広告費	449,292
			文具費	7,332
			食料費	170,406
			休泊費	0
			雑 費	96,799
その他の寄附		0		
その他の収入		500,000		
今回計		2,000,000	今回計	2,561,141
前回計		0	前回計	0
総 計		2,000,000	総 計	2,561,141

支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	121,440 円
	ポスターの作成	999,948 円
	計	1,121,388 円

報告書受理年月日	令和7年2月17日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和7年2月2日執行 福井県議会議員補欠選挙（越前市今立郡南条郡選挙区）

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

5,125,300 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	藤田 美保	所属党派	立憲民主党	期間	令和7年2月17日 から	第2回分
出納責任者氏名	野田 哲生				令和7年2月20日	まで

収入			支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	180,000 円
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集会会場費	0
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	337,700
			広告費	0
			文具費	0
			食料費	0
			休泊費	0
			雑 費	0
その他の寄附		0		
その他の収入		0		
今回計		0	今回計	517,700
前回計		2,000,000	前回計	2,561,141
総 計		2,000,000	総 計	3,078,841

支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	121,440 円
	ポスターの作成	999,948 円
	計	1,121,388 円

報告書受理年月日	令和7年2月21日	第2回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和7年2月2日執行 福井県議会議員補欠選挙（越前市今立郡南条郡選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
5,125,300 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	藤田 美保	所属党派	立憲民主党	期間	令和7年3月7日 から	第3回分
出納責任者氏名	野田 哲生			期間	令和7年3月7日	まで
収入		支出				
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費		0	円
			家屋費		0	
			選挙事務所費		0	
			集会会場費		0	
			通信費		0	
			交通費		0	
			印刷費		0	
			広告費		0	
			文具費		0	
			食料費		0	
			宿泊費		0	
			雑費		3,103	
その他の寄附		0				
その他の収入		0				
今回計		0	今回計		3,103	
前回計		2,000,000	前回計		3,078,841	
総計		2,000,000	総計		3,081,944	
支出のうち公費負担相当額		ビラの作成			121,440	円
		ポスターの作成			999,948	円
		計			1,121,388	円
報告書受理年月日	令和7年3月10日		第3回報告分			

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和7年2月2日執行 福井県議会議員補欠選挙（越前市今立郡南条郡選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
5,125,300 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	三宅 中	所属党派	ふくいの党	期間	令和7年1月8日 から	第1回分
出納責任者氏名	三宅 結香			期間	令和7年2月13日	まで
収入		支出				
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費		75,270	円
			家屋費		124,078	
永田 美和子	医師	30,000 円	選挙事務所費		79,650	
			集会会場費		44,428	
			通信費		0	
			交通費		0	
			印刷費		923,740	
			広告費		592,361	
			文具費		0	
			食料費		69,155	
			宿泊費		0	
			雑費		3,630	
その他の寄附	3件	30,000				
その他の収入		1,000,000				
今回計		1,060,000	今回計		1,788,234	
前回計		0	前回計		0	
総計		1,060,000	総計		1,788,234	
支出のうち公費負担相当額		ビラの作成			123,680	円
		ポスターの作成			690,500	円
		計			814,180	円
報告書受理年月日	令和7年2月17日		第1回報告分			

福井県選挙管理委員会告示第55号

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙（福井県各選挙区）における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨（令和7年福井県選挙管理委員会告示第44号）の一部を次のように訂正する。

令和7年4月8日

福井県選挙管理委員会

委員長 吉川 奈奈

高木毅の選挙運動に関する収支報告書要旨（第2回報告分）の「3 報告書の要旨」のうち

「 期間	令和6年11月15日 から	第2回分	を
	令和6年11月18日 まで		」
「 期間	令和6年11月13日 から	第2回分	に、
	令和6年11月18日 まで		」
「 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	を
		0円	」
「 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	に、
自由民主党武生支	政治団体	69,630円	」
部			
「 今回計	0		
前回計	6,500,000		を
総 計	6,500,000		」
「 今回計	69,630		
前回計	6,500,000		に、
総 計	6,569,630		」
「 家屋費	5,759		
選挙事務所費	5,759		を
集会会場費	0		」
「 家屋費	75,389		
選挙事務所費	5,759		に、
集会会場費	69,630		」
「 今回計	1,428,882		
前回計	7,042,051		を
総 計	8,470,933		」
「 今回計	1,498,512		
前回計	7,042,051		に改める。
総 計	8,540,563		」

福井県選挙管理委員会告示第56号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の福井県各選挙区における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を次のとおり公表する。

令和7年4月8日

福井県選挙管理委員会

委員長 吉川 奈奈

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（福井県第2区選挙区）

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

22,937,300 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	高木 毅	候補者届出政党		期間	令和6年11月29日 から 令和6年12月 3日 まで	第3回分
出納責任者氏名	田中 正信					
収入				支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		人件費		0 円
		0 円		家屋費		5,327
				選挙事務所費		5,327
				集会会場費		0
				通信費		67,710
				交通費		38,526
				印刷費		0
				広告費		0
				文具費		0
				食料費		0
				宿泊費		0
				雑費		0
その他の寄附		0		今回計		111,563
その他の収入		0		前回計		8,540,563
今回計		0		総計		8,652,126
前回計		6,569,630				
総計		6,569,630				
支出のうち公費負担相当額						
選挙運動用通常業書の作成				278,250 円		
ビラの作成				490,000 円		
ポスターの作成				1,021,356 円		
選挙事務所の立札および看板の類の作成				169,839 円		
選挙運動用自動車等の立札および看板の類の作成				214,404 円		
個人演説会の立札および看板の類の作成				204,770 円		
計				2,378,619 円		
報告書受理年月日	令和6年12月5日		第3回報告分			

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（福井県第2区選挙区）

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

22,937,300 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	辻 英之	候補者届出政党	立憲民主党	期間	令和6年11月28日 から 令和6年11月28日 まで	第3回分
出納責任者氏名	山口 健太郎					
収入				支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		人件費		0 円
		0 円		家屋費		0
				選挙事務所費		0
				集会会場費		0
				通信費		30,533
				交通費		0
				印刷費		0
				広告費		0
				文具費		0
				食料費		0
				宿泊費		0
				雑費		0
その他の寄附		0		今回計		30,533
その他の収入		0		前回計		5,649,440
今回計		0		総計		5,679,973
前回計		5,100,000				
総計		5,100,000				
支出のうち公費負担相当額						
選挙運動用通常業書の作成				278,250 円		
ビラの作成				490,700 円		
ポスターの作成				724,800 円		
選挙事務所の立札および看板の類の作成				169,839 円		
選挙運動用自動車等の立札および看板の類の作成				214,404 円		
個人演説会の立札および看板の類の作成				132,000 円		
計				2,009,993 円		
報告書受理年月日	令和6年11月29日		第3回報告分			

監査委員告示

福井県監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人上坂誠和から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和7年4月8日

福井県監査委員 山本 建
同 松崎 雄城
同 五十嵐 昌子
同 伊藤 和弘

公安委員会告示

福井県公安委員会告示第22号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イに規定する技能検定員審査（以下「審査」という。）を行うので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和7年4月8日

福井県公安委員会
委員長 禿 了修

1 審査の種類、期日および場所

(1) 種類

技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（準中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）、技能検定員審査（牽引）、技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）および技能検定員審査（普通二種）

(2) 期日

令和7年5月22日（木）および同年5月23日（金）

(3) 場所

坂井市春江町針原第58号10番地
福井県警察本部交通部運転免許課

2 審査の申請手続に関する事項

(1) 申請に必要な書類

ア 審査申請書
イ 運転免許証の写し

ウ 次のいずれかに該当する者は、それぞれに該当することを証する書面

- (ア) 過去1年以内に審査を受け、当該審査において3(2)アの表の中欄または3(2)イの表の中欄に掲げる審査細目のいずれかについて同表の右欄に定める合格基準に達する成績を得た者
- (イ) 過去1年以内に技能検定、技能教習または学科教習についての技能または知識に関する講習で国家公安委員会が指定するものを修了した者
- (ウ) 教習指導員資格者証の交付を受けた者
- (エ) 他の種類の免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けた者

(2) 提出先

坂井市春江町針原第58号10番地
福井県警察本部交通部運転免許課

(3) 提出期限

令和7年4月18日（金）

3 その他審査の実施に関し必要な事項

(1) 審査を受けようとする者の資格要件

ア 技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（準中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）および技能検定員審査（牽引）
当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許を受けていること。

イ 技能検定員審査（大型二種）

大型自動車第二種免許および技能検定員資格者証（大型）の交付を受けていること。

ウ 技能検定員審査（中型二種）

大型自動車第二種免許または中型自動車第二種免許および技能検定員資格者証（中型）の交付を受けていること。

エ 技能検定員審査（普通二種）

大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許または普通自動車第二種免許および技能検定員資格者証（普通）の交付を受けていること。

(2) 審査方法およびその合格基準

ア 技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）および技能検定員審査（普通二種）

次の表の左欄に掲げる審査項目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる審査細目について、同表の右欄に掲げる審査方法等により行う。

審査項目	審査細目	審査方法等
	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上

技能検定に関する技能	自動車の運転技能に関する観察および採点の技能	の成績であること。 実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
技能検定に関する知識	旅客自動車運送事業および自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式または正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のもの85パーセント以上、その他のものは95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

イ 前記ア以外の審査

次の表の左欄に掲げる審査項目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる審査細目について、同表の右欄に掲げる審査方法等により行う。

審査項目	審査細目	審査方法等
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察および採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は95パーセント以上の成績であること。
技能検定に関する知識	教則の内容となっている事項	論文式、択一式、補完式または正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のもの85パーセント以上、その他のものは95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	面接試験または論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
	技能検定の実施に関する知識 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	面接試験または論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

(3) 審査に関する問合せ等

坂井市春江町針原第58号10番地
福井県警察本部交通部運転免許課（電話 0776-51-2820）

福井県公安委員会告示第23号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の3第4項第1号イに規定する教習

指導員審査（以下「審査」という。）を行うので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第10条第2項において準用する同規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和7年4月8日

福井県公安委員会
委員長 禰 了修

1 審査の種類、期日および場所

(1) 種類

教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（準中型）、教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）、教習指導員審査（牽引）、教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）および教習指導員審査（普通二種）

(2) 期日

令和7年5月22日（木）および同年5月23日（金）

(3) 場所

坂井市春江町針原第58号10番地
福井県警察本部交通部運転免許課

2 審査の申請手続に関する事項

(1) 申請に必要な書類

- ア 審査申請書
- イ 運転免許証の写し
- ウ 次のいずれかに該当する者は、それぞれに該当することを証する書面
 - (ア) 過去1年以内に審査を受け、当該審査において3(2)アの表の中欄または3(2)イの表の中欄に掲げる審査細目のいずれかについて同表の右欄に定める合格基準に達する成績を得た者
 - (イ) 過去1年以内に技能検定、技能教習または学科教習についての技能または知識に関する講習で国家公安委員会が指定するものを修了した者
 - (ウ) 技能検定員資格者証の交付を受けた者
 - (エ) 他の種類の免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者

(2) 提出先

坂井市春江町針原第58号10番地
福井県警察本部交通部運転免許課

(3) 提出期限

令和7年4月18日（金）

3 その他審査の実施に関し必要な事項

(1) 審査を受けようとする者の資格要件

ア 教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（準中型）

- 、教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）
 - 、教習指導員審査（普自二）および教習指導員審査（牽引）
- 当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許を受けていること。

イ 教習指導員審査（大型二種）

大型自動車第二種免許および教習指導員資格者証（大型）の交付を受けていること。

ウ 教習指導員審査（中型二種）

大型自動車第二種免許または中型自動車第二種免許および教習指導員資格者証（中型）の交付を受けていること。

エ 教習指導員審査（普通二種）

大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許または普通自動車第二種免許および教習指導員資格者証（普通）の交付を受けていること。

(2) 審査方法およびその合格基準

ア 教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）および教習指導員審査（普通二種）

次の表の左欄に掲げる審査項目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる審査細目について、同表の右欄に掲げる審査方法等により行う。

審査項目	審査細目	審査方法等
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習に必要な教習の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、80パーセント以上の成績であること。
教習に関する知識	旅客自動車運送事業および自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式または正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものは85パーセント以上、その他のものは95パーセント以上の成績であること。

イ 前記ア以外の審査

次の表の左欄に掲げる審査項目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる審査細目について、同表の右欄に掲げる審査方法等により行う。

審査項目	審査細目	審査方法等
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は85パーセント以上の成績であること。

教習に関する知識	技能教習に必要な教習の技能	実技試験または面接試験により行うものとし、その合格基準はそれぞれ80パーセント以上の成績であること。
	学科教習に必要な教習の技能	論文式、択一式、補完式または正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものは85パーセント以上、その他のものは95パーセント以上の成績であること。
	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	面接試験または論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。

(3) 審査に関する問合せ等

坂井市春江町針原第58号10番地

福井県警察本部交通部運転免許課（電話 0776-51-2820）

福井県公安委員会告示第28号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施する。

令和7年4月8日

福井県公安委員会

委員長 禿 了修

1 検定の区分、実施日、時間および場所

(1) 検定の区分、実施日および時間

ア 学科試験

検定の区分	実施日	実施時間
核燃料物質等危険物運搬警備業務1級	令和7年7月8日（火）	午前9時30分から 午前11時まで
核燃料物質等危険物運搬警備業務2級		午後2時から 午後3時30分まで

イ 実技試験

検定の区分	実施日	実施時間
核燃料物質等危険物運搬警備業務1級	令和7年8月21日（木）	午後1時から 午後5時まで
核燃料物質等危険物運搬警備業務2級		午前8時30分から 正午まで

(2) 実施場所

ア 学科試験

福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県警察本部地下1階102会議室

イ 実技試験

福井県越前市余田町第2号1番地1
福井県警察本部交通部運転免許課丹南分室

2 定員

各20人

3 受検資格

(1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

福井県内に住所を有する者または福井県内の営業所に所属する警備員

(2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級

(1)に掲げる者であって、次のいずれかに該当するもの

ア 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、核燃料物質等危険物運搬警備業務に従事した期間が1年以上である者

イ 福井県公安委員会が、アに掲げる者と同等以上の知識および能力を有すると認める者

4 検定試験の方法および内容

学科試験および実技試験により行う。

ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

(1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 核燃料物質等危険物に関すること。

(エ) 車両による伴走および周囲の見張りに関すること。

(オ) 核燃料物質等危険物運搬警備業務の管理に関すること。

(カ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 車両による伴走および周囲の見張りに関すること。

(イ) 核燃料物質等危険物運搬警備業務の管理に関すること。

(ウ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 核燃料物質等危険物に関すること。

(エ) 車両による伴走および周囲の見張りに関すること。

(オ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 車両による伴走および周囲の見張りに関すること。

(イ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

5 申請手続等

(1) 受付期間

令和7年6月2日(月)から同年6月11日(水)までの午前9時から午後0時までおよび午後1時から午後4時までの間

ただし、定員になり次第受付を終了する。

(2) 受付要領

受検希望者は、受付期間内に、下記7の問合せ先へ電話で予約を行い、受理番号を取得した後、検定申請書を提出すること。

(3) 検定申請書等の提出先

検定を受けようとする者(以下「検定申請者」という。)の住所地または検定申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署(福井市および永平寺町の区域)については、福井県警察本部生活安全許可センターへ提出)

なお、原則として本人が直接申請することとし、郵送や代理人による申請は認めない。

(3) 提出書類等

ア 検定申請書 1通

イ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名および撮影年月日を記載したもの) 2葉

ウ 検定申請者の住所地を管轄する警察署に申請する者については、その者の住所地を疎明する書面 1通

エ 警備員でその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署に申請する者については、その者が当該営業所に属することを疎明する書面 1通

オ 3(2)アに該当する者については、核燃料物質等危険物運搬警備業務2級の検定に係る合格証明書の写しおよび当該合格証明書の交付を受けた後、当該業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面 各1通

カ 3(2)イに掲げる者にあつては、当該疎明書面 1通

(4) 受検手数料

16,000円に相当する手数料を、納入すること。

なお、納付された受検手数料は、返還しない。

6 その他

(1) 検定受検時の携行品

ア 学科試験

- ・ 筆記用具

イ 実技試験

- ・ 筆記用具
- ・ 雨具

(2) 受検票の交付

受検票は、学科試験当日の受付時に交付する。

7 検定に関する問合せ先

福井県警察本部生活安全部生活安全企画課 警備業係

電話0776-22-2880（内線3192、3193）